

屋外広告物のルールを守り、安全で美しいまちづくり

裾野市では、屋外広告物法に基づく裾野市屋外広告物条例によりルールを定め、屋外広告物の大きさ、高さ、面積等を制限し、広告物と周辺のまち並みや自然景観との調和による美しい景観の創出をめざしています。屋外広告物を設置される方は、屋外広告物のルールを守り、美しいまちづくりにご協力をお願いします。



屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を4つの条件を満たすものとして定義しています。(法第2条)

- ✓ **常時又は一定の期間継続して表示されるもの**
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- ✓ **屋外で表示されるもの**
(建物の内部や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- ✓ **公衆(不特定多数の人)に表示されるもの**
(駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。)
- ✓ **看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他工作物などに表示・掲出されたものやこれらに類するもの。**
(屋外広告物とは、大変広い概念で、例えば個人の表札も屋外広告物の一つです。)

屋外広告物の主な区分

- **自家広告物** ①自己の氏名、名称、店名、商標 ②自己の事業、営業の内容
①、②を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示・設置する広告物
- **案内図板** 広告物に矢印や案内図などを掲載し、誘導を図るもの
- **一般広告物** 自家広告物や案内図板などに該当しないもの

屋外広告物の例



適用除外

条例第6条

次のような広告物は、規制の適用除外となり、許可不要で表示・掲出できます。

主なもの

- 自家広告物で表示面積の合計が特別規制地域の場合5㎡以内、第1種普通規制地域の場合10㎡以内、第2種普通規制地域の場合20㎡以内のもの
- 道路標識など、法令の規定により表示・設置するもの
- 国又は地方公共団体が、公共的目的をもって表示・設置するもので一定の基準を満たすもの
- 町内会・自治会が設置する掲示物や、掲示物に表示するもので一定の基準を満たすもの
- 公職選挙法による選挙運動用のポスター・立て札など
- 冠婚葬祭等のため、一時的に表示・設置するもの(禁止物件は不可)
- 催事等のため、会場の敷地内に表示するもの(禁止物件は不可)

屋外広告物表示などの手続き

正しい知識をもち、適正な手続きを行ないましょう。

- 1 **許可基準・誘導基準に沿って計画しましょう**
許可基準・誘導基準にそって計画してください。

- 2 **事前に相談してください**
計画ができれば、必ず事前に相談してください。

- 3 **申請には手数料が必要です**
広告物の種類、個数や表示面積に応じて審査手数料がかかります。申請後に、納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関窓口で納めてください。

- 4 **道路占用・建築確認の手続きが必要な場合があります**
道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。工作物(高さ4mを超える広告塔・広告板など)は建築確認が必要です。

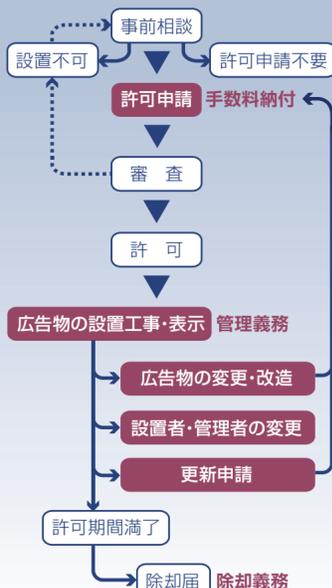
- 5 **許可シールをはって適正な管理をしてください**
許可を受けた広告物には発行した許可シールをはってください。

- 6 **安全点検を行ってください**
広告物の倒壊や落下等の事故などを防ぐために定期的に安全点検を行い、常に良好な状態を保つようにしてください。また、建築確認が必要な広告物には一定の資格を持つ管理者を置くことが必要です。

- 7 **期間満了前に更新手続きをしてください**
許可の有効期間は通常3年以内です。簡易広告物(はり紙、はり札、立看板など)は30日以内です。引き続き表示するときには、更新手続きを行ってください。表示の必要がなくなったときは、速やかに除却してください。

許可基準・誘導基準に沿って計画

※ 赤丸は設置者の手続き



申請手数料

- 広告塔、広告板その他これらに類するもの(表示面積5㎡までごとに)。
- 照明装置なし 2,000円
 - 照明装置あり 2,400円
- ※はり紙、のぼり旗などについては別途お問い合わせください。

屋外広告物規制の概要

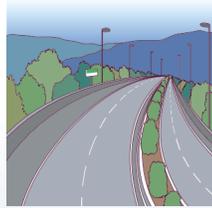
特別規制地域

条例第3条

原則的には広告物を禁止し、良好な景観又は風致を維持していく地域です。

第1種特別規制地域
特に良好な住環境の形成や自然景観、歴史景観の保全が望まれる地域です。

第2種特別規制地域
鉄道や東名高速道路の沿線などのように屋外広告物が集中するおそれの高い地域や都市公園、学校などの公共性の高い施設の敷地などです。



普通規制地域

条例第5条

原則として許可により健全な景観を誘導していく地域です。

第1種普通規制地域
特別規制地域及び第2種普通規制地域が指定されていない全ての地域です。

第2種普通規制地域
活発な商業活動が行われている地域です。(現状では指定なし。)



景観形成型屋外広告物整備地区

条例第7条

特に良好な景観を形成し、又は風致の維持を図ることが必要と認める地域については、その地域に応じた許可基準を設けています。

パノラマロード沿道

対象地:市道4008号線、4053号線(パノラマロード)の路端から50mの等距離線の範囲内。

- 広告塔 高さ5m以下、面積10㎡以内(一面)
- 広告板 面積10㎡以内(全面)
- 屋上広告 設置禁止

自然公園の区域

対象地:自然公園法の規定により指定された国立公園(特別地域)の区域。

- 規制内容は自然公園法の規定内容に準ずる。



地区計画の区域

対象地:裾野駅西地区、裾野市南部地区の地区計画区域内。

- 看板及び広告は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る。

禁止物件

条例第4条

次のような物件には、広告物の表示や掲出ができません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物など
- 郵便ポスト、電話ボックス及び路上に設ける変圧器など
- 街路樹、路傍樹など
- 電柱、街灯柱へのはり紙、はり札、広告旗、立看板など
- 信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラーなど

禁止広告物

条例第9条

次のような広告は、表示や掲出できません。

- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 信号機、道路標識等に類似し、又はこれら効用を妨げるもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 交通の安全を阻害するもの

各広告物の基準は、裾野市建設部まちづくり課までお問い合わせください

裾野市建設部まちづくり課 ☎410-1192 静岡県裾野市佐野1059番地 ☎055-995-1828 FAX055-994-0272

地域区分

地域区分に合わせた広告物の許可基準【許可の個別基準】

主な個別基準

地域①は特別規制地域/地域②は普通規制地域(-1は第1種、-2は第2種)

広告塔	広告板	屋上広告
地域①は自家広告物に限る/地域② 高さH≦10m 面積S≦30㎡(一面) 地域①-2、② 高さH≦15m 面積S≦30㎡(一面)	地域①は自家広告物に限る/地域② 高さH≦5m 面積S≦30㎡(全面)	地域①は自家広告物に限る/地域② 地域①-1 高さh1≦2/3H h1≦5m 地域①-2 高さh1≦2/3H h1≦10m 地域② 高さh1≦2/3H h1≦15m
突出看板	壁面広告物・塀の看板・はり紙・はり札・立看板	
地域①は自家広告物に限る/地域② W≦1.5m 歩道H≧2.5m S≦20㎡(一面) 車道H≧4.7m S≦20㎡(一面)	地域①は自家広告物に限る/地域② S1<300㎡の場合 S2≦1/5S1 ただし1/5S1<15㎡の場合15㎡まで可 S1≧300㎡の場合 S2≦1/10S1 ただし1/10S1<60㎡の場合60㎡まで可 地域②-2 S2≦1/5S1 ただし1/5S1<15㎡の場合15㎡まで可	
道標・野立て案内図板		
地域① 事業所、営業所、作業所等が主要な道路に接していない場合その他やむを得ない場合に当該事務所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するもの。 ・事業所等の敷地までの道のりは10km以内。 ・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印は必ず表示。 ・動光(電光掲示)、点滅表示、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)は使用できない。 ・建物の屋上や壁面、塀には設置できない。 ・相互間距離は左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上。 ・案内表示を記載するスペースは板面の表示面積の1/3以上。 ・写真、絵の面積は、表示面積全体の1/3以下。 ・地の色彩は、彩度8以下、明度3以上。 ・協同看板の表示面積は10㎡以内、1者当たりの表示面積は2㎡以内。 ・高さは地上5m以下。		

※詳細な基準についてはお問い合わせください。